

大口町告示第68号

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大口町長 鈴木 雅 博

## 大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町公共工事の前金払取扱要綱（平成14年大口町告示第98号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。